東伯文化センター空調改修工事設計委託業務特記仕様書

I.　業 務 概 要

1.業務名称　　東伯文化センター空調改修工事設計委託業務

2.計画施設概要

(1)　施 設 名 称　東伯文化センター

(2)　敷地の場所　鳥取県東伯郡琴浦町下伊勢３５５−５

(3)　施 設 用 途　公民館等

（平成 31 年度国土交通省告示第 98 号別添二　十二型第 1 類とする。）

2.　履 行 期 間　　契約の日　から　令和８年８月２１日

3.　設計与条件

(1)　敷地の条件

特筆事項無し

(2)　既存施設の概要

主要構造・階数

RC 造・2 階建て

(3)　設 計 条 件

a.　工事費概算価格　　約７，５９１千円（消費税含む）

b.　建設工期：令和９年２月（予定）

c.　東伯文化センター内の空調改修工事

工事対象は別添図面参照

（1 階：遊戯室、図書室）

d.　アスベスト建材の事前確認（書面、目視程度）

(4)　難易度の設定

総合　　無し

構造　　無し

設備　　無し

II.　業 務 仕 様

1.　設計業務の内容及び範囲

(1)　標準業務の内容及び範囲

標準業務の内容は、次のａからｃに掲げるものとする。

a.　実施設計業務一式

・　要求等の確認
・　法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ
・　実施設計方針の策定
・　実施設計図書の作成
・　概算工事費の検討
・　実施設計内容の建築主への説明等

b.　積算業務一式

・　建築積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成
見積徴収、見積検討資料の作成等　以下同じ）
・　空気調和換気設備積算業務

(2)　追加業務の内容及び範囲

・　概略工事工程表の作成

2.　業務の執行について

(1)　一 般 事 項

a.　基本設計及び実施設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等によって行う。

b.　積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2)　打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

a.　業務着手時
b.　監督員又は、管理技術者が必要と認めた時
c.　そ　の　他

(3)　適用基準等

適用基準は以下のとおりとし、特記なき場合は建設大臣官房官庁営繕部（国土交通省大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修したものとする。

a.　共　　通

・　官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
・　官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説
・　高齢者、身体障害者等の利用を配慮した建築設計基準（国土交通省平成 15 年 2 月）

b.　建　　築

・　建築工事設計図書作成基準及び同解説
・　公共建築工事標準仕様書　（建築工事編）
・　公共建築改修工事標準仕様書　（建築工事編）
・　建築物解体工事共通仕様書・同解説
・　建築工事標準詳細図
・　建築設計指針
・　建築改修設計指針

c. 建 築 積 算

- 建築数量積算基準
- 建築数量積算基準の解説　（建築工事編）
- 建築工事内訳書標準書式・同解説　（建築工事編）
- 建築工事見積標準書式集　（建築工事編）

d. 設　　備

- 建築設備設計図書作成基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計基準
- 建築設備設計基準・同要領
- 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書　（電気設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）
- 公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書　（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図　（機械設備工事編）
- 電気設備設計指針
- 機械設備設計指針

e. 設 備 積 算

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事積算基準の解説　（設備工事編）
- 公共建築工事内訳書標準様式・同解説　（設備工事編）
- 建築工事見積標準書式集　（設備工事編）
-

(4)　採 用 単 価

積算に採用する単価については「鳥取県公共建築工事積算基準」によるほか、調査職員の指示による。

III. 成　果　物

1. 設　計　書　　金入設計書　1部、金抜設計書 2部
2. 設 計 図 書　　別途指示
3. 製 本 図 書　　2部

※　詳細については調査職員と協議すること。

※　電子データは調査職員の求めに応じて、随時提出すること。